

2013アメリカジャンボリー派遣 派遣員募集要項

2013アメリカジャンボリーは、ボーイスカウトアメリカ連盟のナショナルジャンボリーで、今回で第18回目を迎える。会場は2019年に開催される第24回世界スカウトジャンボリーの会場でもある、ウエストバージニア州南部チャールストン近郊のアメリカ・スカウト連盟保護区のサミット・ベクトルで開催される。

参加者はこのジャンボリーに参加して、会場内外で行われる各種プログラムを体験し、日常のスカウト活動を通じて体得した知識・技能・精神を一層高め、参加各国スカウトとの親善交歓により国際理解と友情を深める。

名称： 2013アメリカスカウトジャンボリー派遣
 期間： 平成25年7月14日（日）～7月28日（日）15日間
 場所： アメリカ合衆国 ウェストバージニア州
 チャールストン近郊 アメリカ・スカウト連盟保護区のサミット・ベクトル
 人員： スカウト32人 指導者8人 計40人



- 経費：(1) 派遣経費は1名あたり約38万円が見込まれる。
 (2) 上記予算は、往復航空運賃約25万円（平成24年10月現在の東京発着エコノミークラス正規割引航空運賃参考）、大会参加費850米ドル（約7万円）、アメリカ国内移動・見学経費約3万円、他雑費約3万円（国内諸経費・服装・備品・準備訓練・派遣団装備品・報告書作成に要する経費）。
 最終的な参加者負担金は、派遣団編成後に決定する。

日程（予定）：日程は調整により、変更となることがあります。

平成25年7月12日（金） 東京都内または成田空港近郊で準備訓練を行う。
 ～13日（土）
 7月14日（日） 空路成田発
 イェーガー空港（チャールストン・ウェストバージニア州）に向かう
 空港到着後、アメリカ連盟手配バスによりジャンボリー会場へ
 7月15日（月） 2013アメリカスカウトジャンボリーに参加
 ～24日（水）
 7月25日（木） ジャンボリー会場を出発し、チャールストン市内へ向かう（可能な範囲での市内・周辺見学を行う）
 7月26日（金） イェーガー空港より、空路にて帰国の途につく
 7月27日（土） 成田空港到着

応募資格：応募者は、次の各項を満たしていること。

<スカウト>

- (1) 平成25年7月15日時点で14歳以上のボーイスカウトおよびベンチャースカウト。
- (2) 平成23年度から継続して登録している者。
- (3) ボーイスカウトは1級以上、ベンチャースカウトは事業計画を達成するに足りる技能等の条件を満たしている者。（ベンチャー章以上またはボーイ時に1級以上を取得している者）
- (4) 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、かつ、日本連盟を代表する派遣団員としての行動がとれる者。

<指導者>

- (1) 平成25年7月15日時点で、満21歳以上の指導者。
- (2) 平成23年度から継続して登録があり、応募時点でウッドバッジ研修所修了以上の指導者研修歴を持つ者。
- (3) 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、かつ英検2級程度の日常会話以上の英語力がある者。
- (4) 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者。

参加申し込み:

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
- (2) 県連盟は、申込者を選考し、適格者を日本連盟に推薦する。2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成25年1月30日(水)までに行う。

提出書類:

- (1) 海外派遣参加申込書(スカウト・指導者別の所定の用紙) 1通
- (2) 海外派遣健康調査書(所定の用紙) 1通
- (3) 県連盟面接結果通知書 1通

選考方法:

スカウト・指導者ともに、書類選考および所属県連盟と日本連盟の面接選考を行う。県連盟から日本連盟への推薦には「県連盟面接結果通知書」を添付すること。

申込期日およびその他の期日:

- (1) 県連盟への申し込み 平成25年1月14日(金)
- (2) 日本連盟への推薦 平成25年2月15日(金)
- (3) 日本連盟選考会 平成25年2月24日(日)
- (3) 派遣員の内定 平成25年3月中旬

派遣準備訓練:

派遣員として内定後、事前準備訓練に全期間参加することで、結団式において日本連盟より派遣員として任命される。

その他:

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。
- (2) 派遣の延期または中止
以下のような場合には、当該派遣が延期または中止されることがある。
 - ・外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
 - ・同、SARS・新型インフルエンザ等の感染症情報の発出等
 - ・その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上

